

募集要項 公表後修正箇所

No.	該当場所	新	旧
1	用語の定義 試掘調査	試掘は、契約締結後から解体工事の間（令和4年11月～令和5年2月と想定）に	試掘は、契約締結後から解体工事の間（令和4年2月～令和4年6月と想定）に
2	6頁 第2 1(10)ア	不動産登記等業務	所有権移転業務
3	8頁 第2 1(12)ア	95%の金額（サービス購入料A-1）を、本施設の引渡しを受けた後に一括で支払う。	95%の金額（サービス購入料A-1）を、本施設の所有権移転後に一括で支払う。
4	8頁 第2 1(12)ア	割賦金利の合計額（サービス購入料A-2）を、本施設の引渡しから2024年（令和6年）9月末分までの分を第一回目とし、	割賦金利の合計額（サービス購入料A-2）を、本施設の所有権移転から2024年（令和6年）9月末分までの分を第一回目とし、
5	25頁 第4 1 表内	令和3年10月1日（金）東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート（TSR）として表示される6ヶ月LIBORベース15年物（円/円）金利スワップレート	令和6年5月30日（木）東京時間午前10時時点で公表されているオーバーナイト・インデックス・スワップレート（OIS）※1、ターム6ヶ月、15年物とする。 ・QUICK端末の画面コード「NAVI8」にて表示される資金為替・OTCデリバティブページのリンクから各ブローカーの年限別のレートを参照。 ・複数ブローカーにより異なる金利が提示される場合、東短ICAP、ICAP、タレットブレゴン、FENICS Market Data、Wood and Dataの順で採用すること。
6	25頁 第4 1 簡条書	・金利確定日の基準金利がマイナスになった場合は、基準金利は0%とする。	・金利確定日の基準金利がマイナスになった場合は、基準金利は0%とする。選定事業者は、基準金利が確定した後、改定後のサービス購入料A-2について市に報告し、市の確認を受けること。 ・上記の基準金利の適用が現実的でなくなった場合は、金融機関、選定事業者、市の三者により適用する基準金利の確定方法を協議し、基準金利を確定させるものとする。当該変更による金利負担の増加等のリスクは市の負担とする。 ※1 オーバーナイト・インデックス・スワップレート（OIS）とは、無担保コール翌日物と固定金利を交換するスワップ取引で、LIBORの公表停止以降、金利スワップを含むデリバティブ取引では、OISがLIBORを後継する金利とされている
7	31頁 第8	また、本事業に関する紛争については、 <u>横浜地方裁判所 横須賀支部又は横須賀簡易裁判所</u> を第一審の専属管轄裁判所とする。	また、本事業に関する紛争については <u>横須賀簡易裁判所（横浜地方裁判所 横須賀支部）</u> を第一審の専属管轄裁判所とする。